

地域生活支援拠点の届出制度に関するアンケート調査 集計結果

回収率 66.7%(6/9)

1 地域生活支援拠点機能の届出事業所に期待する具体的な運営方針や業務内容

拠点の届出事業所に期待する具体的な運営方針や業務内容についてご記載ください。また、拠点の面的整備を推進していくにあたって、特に重要と思われるサービスがあれば「重要」の欄に「○」をご記載ください。

No	サービス名	届出	届出事業所に期待する具体的な運営方針や業務内容	重要
1	居宅介護	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急支援の時でも24時間対応出来るようにしてほしい。 ・緊急時、対応可能な範囲で訪問等してもらいたい ・急遽必要となった際でも結局は区分の認定がないと受けられないのが現実。以前あった地域生活支援給付の生活サポート事業のように、申請と聴き取りで即日決定ができ、区分が決定するまで凌ぐ方法があれば、面的整備としても手厚くなる。 ・親御さんの入院等で支援体制が変わるときに、これまで入っていた事業所が柔軟にプラン変更をして対応してほしい。緊急時にスポットでも支援に入って次の行先が決まるときまでのつなぎをお願いしたい。 	○ 3
2	同行援護	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時、対応可能な範囲で訪問等してもらいたい ・緊急を要すケースは少ない。緊急の際は移動支援で対応をお願いする場合もある。 ・短期入所やグループホーム等に居所が変わっても、対応をしてほしい。 	○ 2
3	行動援護	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時、対応可能な範囲で訪問等してもらいたい ・そもそも受けての事業所がほぼなく、受け入れてくれる事業所もいっぱいな状況。人材育成を進めながら、法人にとってのメリットの検討も必要。 ・短期入所やグループホーム等に居所が変わっても、対応をしてほしい。 	○ 2
4	短期入所	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時臨機応変に対応出来るようにしつつ、専門性を活かした事業所での対応に努めてほしい。 ・緊急利用は対象者のニーズ発掘や、事業所と本人の事前の顔合わせが重要、それが日常的に行える相談支援事業所との関係づくり、情報共有や相談。 ・緊急時の受け入れ体制、シェルター機能が必要 	◎ 2 ○ 3

⑥.資料②-2 拠点届出制度に関するアンケート調査結果

			<ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所で、他害行為など周囲に影響の大きい方を新規で受け入れられる所はほぼ無い状況。理想としては 1 カ所で受けられるのがご本人にとっても良いと思うが、難しい場合には複数の事業所が協力して数日ずつ受け入れられる体制を検討してはどうか。 ・急遽でも居宅介護のサービスが受けられれば短期入所を使わなくても今の生活を維持できるケースもある。 ・当日等緊急の支援要請にもなるべく対応してほしい。 ・緊急時の利用ができるように柔軟な対応をお願いしたい。短期入所の情報がある程度基幹相談ネットワーク等に集められるような取り組みをしてほしい。 ・区分の重い方の受け入れとして強度行動障害研修を受けている事業所や喀痰吸引等研修で 1 号研修を受けているような人材のいるような事業所には特に頑張ってもらいたい。 ・医療型短期入所等と連携を速やかに行えるように、ネットワークにはいってほしい。 ・強行加算を取っている事業所のネットワークにはいってほしい。 ・グループホームの空所利用型短期入所の積極的な指定申請と活用 	
5	重度訪問介護	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急支援の時でも24時間対応出来るようにしてほしい。 ・緊急時、対応可能な範囲で訪問等してもらいたい ・夜間対応などを除き、日中に重度訪問介護を積極的に受けてくれる事業所が少ない。昼間の時間は居宅介護で対応したい事業所が多い。 ・親御さんの入院等で支援体制が変わるときに、これまで入っていた事業所が柔軟にプラン変更をして対応してほしい。緊急時にスポットでも支援に入って次の行先が決まるときまでのつなぎをお願いしたい。 ・区分 4 以上の特例でのGH等への派遣も柔軟に検討願いたい。 	○ 2
6	重度障害者等包括支援	受付中	(千葉市に事業所なし)	
7	生活介護	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ケア、強度行動障害への対応 ・これまで日中一時を使って体験利用を行っていた事業所もあるが、日中一時を使わなくても支給決定前に体験ができる仕組みは有効。報酬単価の問題もあるが、15 	◎ 1 ○ 2

⑥.資料②-2 拠点届出制度に関するアンケート調査結果

			<p>日間の日数も体験としては良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(併設で?)短期入所を積極的に作ってほしい。 ・時間を延ばすような支援をお願いする場合の日中一時支援の指定を取り、緊急時には長時間の預かりもできる体制を取ってほしい。 ・地域の基幹相談支援とも連携をしてほしい。 	
8	療養介護	－ ※	<ul style="list-style-type: none"> ・医療ケア、緊急時の受け入れ体制、シェルター機能 ・生活介護と同様 ・数が少ないことから拡大を願う。 ・医療型短期入所が基幹相談等と連携し、医療的ケアのある方についての受け入れの相談などに応じてほしい。 	○ 1
9	施設入所支援	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・親亡き後を見据え、入所出来るような場を提供してほしい。待機者リスト登録など ・短期入所と同様 ・緊急時の短期入所やベッドについて等、基幹相談支援などと日ごろから連携が取れるようにしてほしい。 	◎ 1 ○ 1
10	共同生活援助	－ ※	<ul style="list-style-type: none"> ・親亡き後を見据え、体験出来るような場を提供してほしい。 ・緊急時の受け入れ体制、シェルター機能 ・グループホームについては、短期入所の受け入れが難しい事業所が多い中、一時的な利用としての受け皿にもなっており、大事な役割となっている。一方、常時生活している方にとっては迷惑な部分もあり、評価が難しい。 ・利用者受入れの際、事業所との適性・支援力に見合うか?を見極めてほしい。行動障害等支援困難な当事者にも対応できるよう支援力の向上に努めてほしい。 ・空所型短期入所の指定を取ってほしい。 ・日中サービス支援型グループホームには積極的にネットワークの場に出てきてほしい。 	◎ 1 ○ 2
11	自立生活援助	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応 ・自立生活援助は訪問等での生活面へのサポートが重要であるため、緊急対応を要す場面もあると思うが、就労定着支援に緊急対応加算はないのか? ・数が少ないことから拡大を願う。 ・緊急時のスポットな支援をお願いしたい。 ・親の入院や生活スタイルの変化時に短期間でもよいの 	◎ 1 ○ 1

⑥.資料②-2 拠点届出制度に関するアンケート調査結果

			で利用をできるように柔軟な対応をお願いしたい。意見交換会などへの参加をお願いして、親亡き後の対応などを一緒に考えたりしてほしい。	
12	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・行動障害等がある方への対応 ・生活介護と同様 ・緊急時に長時間の預かりや場合により訪問型自立訓練等の活用を行ってほしい。 ・長期にわたり引きこもっているような方の場合は、訪問型自立訓練→通所に切り替えるようなこともお願いしたい。 ・スモールステップでの体験ができるようにしてほしい。 	○ 2
13	就労移行支援	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護と同様 ・当日の緊急時の対応やそうなった場合の相談支援との速やかな連携をお願いしたい。 ・8050 問題などを共有しておいてほしい。 ・意見交換会等に参加し、地域課題なども理解しておいてほしい。 ・特定の障害のある人の像だけでなく、幅広い障害者像への体験等の対応をお願いしたい。 ・生活支援をしている事業所との連携をお願いしたい。 	
14	就労継続支援(A型・B型)	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・行動障害等がある方への対応 ・生活介護と同様 ・当日の緊急時の対応やそうなった場合の相談支援との速やかな連携をお願いしたい。 ・8050 問題などを共有しておいてほしい。 ・意見交換会等に参加し、地域課題なども理解しておいてほしい。 ・特定の障害のある人の像だけでなく、幅広い障害者像への体験等の対応をお願いしたい。 ・生活支援をしている事業所との連携をお願いしたい。 	○ 1
15	就労定着支援	— ※	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助と同様 ・就労を安定して継続するため生活面を整えるという役割を認識したうえで当事者対応の支援力を上げてほしい。 ・地域課題の理解をしてほしい。 ・意見交換会に参加し、顔の見える関係を作り、地域の社会資源等への困りごとの窓口に基づき相談支援があり、抱え込まず一緒にやっていくことをお願いしたい。 	
16	地域移行支援	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応 	○ 2

⑥.資料②-2 拠点届出制度に関するアンケート調査結果

			<ul style="list-style-type: none"> ・拠点との連携も重要ではあるが、移行した後、何かあった時の緊急対応は医療もしっかりと想定をしておきたい。 ・意見交換会に参加し、顔の見える関係を作り、地域の社会資源等への困りごとの窓口に基づ幹相談支援があり、抱え込まず一緒にやっていくことをお願いしたい。 ・体験の場等色々な情報を持っていると思うので、地域の他の事業所へも還元してほしい。 	
17	地域定着支援	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応 ・自立生活援助と同様 ・意見交換会に参加し、顔の見える関係を作り、地域の社会資源等への困りごとの窓口に基づ幹相談支援があり、抱え込まず一緒にやっていくことをお願いしたい。 	○ 2
18	計画相談支援	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に対応出来るように、ニーズを把握し、福祉サービスにつなげてほしい。 ・(短期入所の記載通り)相談員が緊急利用の可能性について、本人・家族を含め意識的に事業所とつないでおく事。そこに至るまでの拠点事業所同士の「お願いされる」関係性の構築が必要。 ・急きょサービス利用・変更が必要になった際の対応 ・緊急時は基幹や拠点と連携をとって進める必要があり、計画相談が担う役割は大きい。 ・事業所は僅かながら増加しているが、当事者意志に沿う相談支援可能な相談員の質向上を望む。 ・意見交換会に参加し、顔の見える関係を作り、地域の社会資源等への困りごとの窓口に基づ幹相談支援があり、抱え込まず一緒にやっていくことをお願いしたい。 	○ 5
19	障害児相談支援	受付中	<ul style="list-style-type: none"> ・急きょサービス利用・変更が必要になった際の対応 ・緊急時の受け入れについて、成人に比べると児童の方が少なく、児童相談所や市外の事業所とも連携をはかる必要があり、計画相談と同様、担う役割は大きい。 ・児童から成人への福祉サービス移行の際、円滑に進むよう繋げていただきたい。 ・意見交換会に参加し、顔の見える関係を作り、地域の社会資源等への困りごとの窓口に基づ幹相談支援があり、抱え込まず一緒にやっていくことをお願いしたい。 	○ 4

※療養介護、共同生活援助、就労定着支援は、現在、届出の対象とはなっていないが、仮に届出があるとすれば期待したい具体的な運営方針や業務内容について記載する。

⑥.資料②-2 拠点届出制度に関するアンケート調査結果

2 拠点の機能強化を図る具体的な取組について

1に挙げた期待する具体的な運営方針や業務内容について、届出事業所が推進していくために必要な取組を記載してください。

No	対象サービス名	拠点の機能強化を図る具体的な取組(頻度)
1	訪問系サービス 基幹相談支援・、障害 児者相談支援事業所 計画相談	緊急時に対応、調整が出来るように、各区の状況、課題の把握、連携は必要 であると思います。 基幹相談支援会議・運営事務局会議・地区部会(地域支援につながる)など ネットワーク会議は情報の共有のため必要だと思ひます。年に3回から4回
2	短期入所,計画相談支 援,障害児相談支援	緊急時を含む円滑な利用が可能によう、基幹相談支援センターが間に入り、 情報共有と調整とが可能に体制整備構築にネットワーク会議(相談事業所意 見交換会を含む)を開催。
3	短期入所、自立訓練、 就労移行支援、就労継 続支援、共同生活援 助、児童発達支援、放 課後等ディサービス	医療連携体制加算の周知と、訪問看護ステーションとのマッチングの会を行 う。(医療的ケア) 年1~2回
4	基幹相談、各区の事業 所等で医療的ケアと行 動障害を熱心に行って いる事業所	・緊急時に円滑な調整が行えるようネットワーク会議を開催。緊急時の調整 における課題と対策について検討を行う。(年6回) ・医療的ケア加算と強行加算を取っている事業所のネットワークでそれぞれ 事例検討会を作る。検討会に緊急時に相談できる体制を構築する。

参考

地域生活支援拠点と千葉市の届出制度について

地域生活支援拠点システムは、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、医療的ケアが必要な重症心身障害、遷延性意識障害等や強度行動障害、高次脳機能障害等の支援が難しい障害者等にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

⇒ 障害者等の地域での生活を支援する。

また、地域生活支援拠点システムの主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としています。

千葉市においては、地域生活支援拠点システムの機能を強化する観点から、5つの機能の一部を担う市内の事業所(※)については、運営規程に各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市に届出いただくことで、所定の加算を算定できることとしています。